

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、大垣ジュニアリーダーズクラブ（以下本会という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大垣市教育委員会社会教育スポーツ課内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、地域子ども会の発展に尽くし、自己の教養を高めるとともに、社会に奉仕することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 地域子ども会の育成事業
- (2) 研修会事業の開催
- (3) インリーダーの育成事業
- (4) その他

第2章 会 員

(会員資格)

第5条 本会は、大垣市内在住で子ども会活動に興味を持つ、高校生及び中学生等の学生をもって組織する。

(入会手続)

第6条 本会に入会を希望する者は、入会届（様式1）に保護者の同意を得て、これを提出しなければならない。

(ユニフォームの購入)

第7条 本会員は、ユニフォームを1着1,000円で購入することができる。ただし、初入会時のみ会費納付時に1着支給する。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、退会届（様式2）を提出しなければならない。

第3章 役 員

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書 記 1名
- (4) 会 計 1名

(5) 監 事 1名 (大垣市子ども会育成連絡協議会会長)

(6) その他必要に応じた役員及び顧問

(選 任)

第10条 役員は、総会において選任する。ただし、任期途中で役員に欠員が生じた場合は、会長の指名を受けた会員がその年度末3月31日まで職を担う。

(任 務)

第11条

1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときその職務を代行する。

3 書記は、本会の活動内容を記録保管し、総会において行事報告を行なう。

4 会計は、本会における経理を担当し、総会において会計報告を行なう。

5 監事は、本会の会計を監査し、その結果を総会にて報告する。

(任 期)

第12条 役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし再任を妨げない。役員は任期終了後、後任者が就任するまで在任する。

第4章 会 議

(総 会)

第13条 本会は総会を持ち、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 会則の変更

(2) 事業計画及び収支予算の決定

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 新役員の選任

(5) その他必要事項

(議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長が欠席の場合は本会の役員が代行する。

(総会の議決)

第15条 総会の議決は、会員の過半数の出席（委任状も含む。）をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第16条 本会の資産は、次に掲げる収入をもって構成する。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金品

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(年会費)

第17条 本会の年会費は次のとおりとし、新規会員は入会届の提出時に、継続会員は新年度最初の部会までに全額もしくは残月分を納付する。

(1) 年会費 2,400円(月額200円)(保険料・諸経費等)とする。
ただし、年度の途中より入会等した場合には、登録月を含む残月分とする。

① 年会費は一括納付とする。

② 年度途中で退会を行っても、会費の返金は行わない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 雑 則

(施 行)

本会会則の施行について必要な事項は、総会において別に定める。

本会会則は、総会において全会員の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

本会の事務所は、大垣市教育委員会社会教育スポーツ課内に置く。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

この会則は、平成25年4月1日より一部改正。

この会則は、平成27年4月1日より一部改正。

この会則は、平成28年4月1日より一部改正。